# 入 札 公 告

平成28年3月8日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 小川康恭

1 競争入札に付する事項 件名及び数量 エレベータ及びダムウェータ保守点検業務 一式

#### 2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得る ために連合した者。
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
  - ⑥ ①~⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に 当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

#### 3 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は、郵便若しくは信書便による送達(以下「郵送等」という。)又は入 札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送等の場合には、書留郵便等の配達の記録が残るもので開札日前日までに必着のこと。

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時:平成28年3月30日(水)午前10時00分

場所:住所 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

本部棟3階 総務課会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

- 受付期間及び方法 (1)平成28年3月23日(水)午後5時00分 FAX (A4、様式自由) にて受け付ける。
- 受付先 (2)

住所:東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

TEL: 042-491-4512 (内線229) FAX: 042-491-7846

(3)回答

平成28年3月25日(金)までに回答する。

#### 5 その他

- (1)入札保証金に関する事項
  - 入札保証金の納付を免除する。
- (2)入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基 本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係 を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間 の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところで ある。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホーム ページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同 意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみな すので、ご了知願いたい。

以上

### <独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

- (1) 公表の対象となる契約先
  - 次のいずれにも該当する契約先
  - ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は 課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等とし て再就職していること
  - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額、法人番号等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職 名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
  - ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

# 入札説明書

- 1 競争に付するもの エレベータ及びダムウェータ保守点検業務 一式
- 2 業務の内容・規格・数量 仕様書のとおり
- 3 実施期間及び場所

期限 平成28年4月1日から平成29年3月31日 場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(清瀬地区)

4 支払条件

履行完了の確認をもって支払うものとする。

- 5 入札心得
  - (1) 入札価格は、本件の履行に係る費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
  - (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入 札価格をもって落札価格とする。
  - (3) 入札書の形式は任意とする。(別紙様式1)
  - (4) 入札書の宛名は「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とすること。
  - (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
  - (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。 (別紙様式2)
  - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
  - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。なお、郵送等による入札の場合は、以下のとおりとする。
    - ① 再度入札を行う際に参加を希望する場合は、あらかじめ複数の入札書を送付すること。入 札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に社名及び「開札日『入札件名』の入札書在中」と 記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2 回」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、送付すること。
    - ② 再度入札を行う際に参加を希望しない場合は、入札書を1通のみ送付すること。
  - (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告2(3)の競争参加資格を有することを証明する書類を入札書と合わせて提出しなければならない。

#### 7 その他

- (1) 当研究所は「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) に基づき、平成28年4月1日に独立行政法人労働者健康福祉機構と統合し、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所となります。
- (2) 入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究 所総務部総務課経理第一係に問い合わせること。

電話 042-491-4512 塩見(内線229)

# 入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「エレベータ及びダムウェータ保守点検業務 一式」

2 金 額 ¥

- (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成28年 月 日

入札者 住 所

会社名

代表者名

代理人名

印

印

# 委 任 状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「エレベータ及びダムウェータ保守点検業務 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成28年 月 日

住所会社名代表者

印

代理人氏名

印

# エレベータ及びダムウェータ保守点検業務仕様書

労働安全衛生総合研究所(清瀬地区)の本部棟、電気安全実験棟、環境安全実験棟、 材料・新技術実験棟、共同研究実験棟に設置のエレベータ5台及び化学安全実験棟に 設置のダムウェータ1台に対する保守点検並びに定期検査について技術員又は監督技 術者が定期的に巡回し下記事項を行う(フルメンテナンス契約)。

記

#### 1 点検

- (1) エレベータ
  - ① 技術員又は監督技術者を毎月定期的に派遣し、計画的に点検を行い必要に応じて給油・調整を行うこと。
  - ② 点検作業項目
    - イ 機械室関係

機械室内の手元開閉器二次側以降のエレベータ用機器・制御盤、モーター、ブレーキ、巻上機、調速機、油圧ユニット、ポンプ、バルブ、配管、配線等

口 昇降路内関係

ガイドレール、そらせ車、着床装置、各スイッチ類、かご廻り関係非常止め 装置、シリンダー、配管・配線

ハー各階出入口関係

出入口扉、ドアインターロック、ドアスイッチ、インジケーター、押ボタン 等

ニーピット関係

調速機ロープテーション、移動ケーブル、緩衝器、漏水確認等

ホ その他

外部連絡装置、付加装置の確認

- ③ 点検の都度「作業報告書」を提出すること。
- ④ 点検作業中は昇降機の運転を休止すること。
- (2) ダムウェータ
  - ① 技術員又は監督技術者を隔月1回派遣し、計画的に点検を行い必要に応じて給油・調整を行うこと。
  - ② 点検の範囲は機械室内の手元開閉器二次側以降のダムウェータとして設置した機器とすること。
  - ③ 点検の都度「作業報告書」を提出すること。
  - ④ 点検作業中はダムウェータの運転を休止すること。

#### 2 故障対応

- (1) 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう24時間専門技術者が待機を行うこと。
- (2) 技術者派遣の都度作業報告書を提出すること。

#### 3 修理及び部品の取替

点検等の結果、磨耗・破損等不具合がある場合には、直ちに部品の交換若しくは修理工事を行うこと。また、次の修理(取替部品)項目については請負業者の費用負担により行うものとする。

#### (1) 機械室関係

ウオームギア歯当たり調整、マシン各ベアリング・オイルシール取替、シーブ取替、ブレーキライニング取替、モーター巻線・ベアリング取替、リレー取替、コイル取替、抵抗類取替、計器取替、ドライブユニット取替、半導体類取替、コンデンサー取替、ガバナマシン用ギア・各部ピン取替、ガバナマシン用スプリング取替、マイコン類基盤取替

#### (2) 出入口関係

ドアハンガーローラー・ドアレール取替、ドアシュ・ドアポンプ・ドアレバー取替、ドアロープ・ドアチェーン取替、ドアインターロック機構取替、ドアスイッチ取替

#### (3) かご関係

操作盤内基盤・各スイッチ類等取替、ドアマシンのカーボンブラシ取替、ドアマシンの巻線・ベアリング取替、ドアハンガーローラー・ドアレール取替、ガイドシュー・ローラー取替、ドアスイッチ・セフテーH取替、ドアシュー・プーリー・ドアレバー取替、ドアセレクター用コンタクト・カム取替、ドア抵抗・ドアロープ・戸掴み取替、近接スイッチ・非常止装置取替、照明器具・光電装置機構部品取替、非常灯・充電器取替、はかり装置取替

#### (4) 昇降路関係

かご下テールコード取替、主ロープ・ガバナロープ取替・切詰、シーブ・ベアリング類取替・切詰、つり合いロープ・チェーン取替、緩衝器・ウエートガイドシュー取替、塔内スイッチ取替

#### (5) 消耗品

点検に必要な部品のうち次に掲げる消耗部品は請負者の負担とする。 補充用油脂類(ギヤオイル、シリンダーオイル除く)、ウエス、ヒューズ、イン ギケーター・押釦用ランプ、ドアマシン用カーボン、化粧ビス

### (6) 自動通話システム

非常時に、エレベータ内からのインターホン通話に対し、委託者が通話に出ることが出来ない場合、受託者の設置するコールセンター等にて24時間通話対応するシステムをエレベータ5台に導入すること。

- (7) その他 配線・配管取替、インターホン取替、監視装置取替、付加装置
- (8) 適用除外

三方枠・扉・シルの修理、かごの修理(フレーム、床タイル含む)、操作盤、乗場押ボタンのフェスプレート修理、インジケーターのフェスプレート修理、意匠関係修理、建築関係の改修・修理、工事に必要な材料・機材搬入に必要な建築工事

- ※ 昇降機に関する機器について上記消耗品以外の部品交換修理が必要となった時は委託者に報告し、その指示に従い納品若しくは見積書を提出すること。
- 4 実施期間

平成28年4月1日~平成29年3月31日

以上

## エレベータ

<ul><li>本部棟</li></ul>	1992年建築
-----------------------	---------

地上4階地下1階 定員 11名 積載 750kg

電気安全実験棟 1990年建築

地上 3 階 定員 9 名 積載 6 0 0 kg

環境安全実験棟 1990年建築

地上 3 階 定員 9 名 積載 6 0 0 kg

材料・新技術実験棟 1992年建築

地上4階 定員 9名 積載 600kg

共同研究実験棟 1999年建築

地上2階地下1階 定員 26名 積載 1,750kg

# ダムウェータ

化学安全実験棟 1985年建築

地上 2 階 積載量 100 kg

- ※ エレベータ、ダムウェータともに、シンドラーエレベータ社製
- ※ エレベータ、ダムウェータの形式は、ロープ式